

「2008年8月28日から的大雨にかかる災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの大雨災害により罹災し、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は10月10日(金)までに学生課（神戸三田キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

記

○災害救助法の適用地域

※後日追加される可能性もありますので各自ご確認ください。

（愛知県）岡崎市、名古屋市

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに家計支持者の勤務先が対象地域にあり、勤務先が罹災し就業に支障をきたしている世帯に属する学生も対象となります。

※ 事務取扱時間次の通り。

夏季期間中（7月31日～9月24日） 平日9:00～11:30、12:30～16:00

土曜日9:00～12:00

夏季休暇明け（9月25日以降） 平日8:50～11:30、12:30～16:50

土曜日8:50～12:20

以 上